

会 議 録

| | |
|---------------|--|
| 会議の名称 | 平成28年度第2回川越市廃棄物減量等推進審議会 |
| 開催日時 | 平成29年3月29日（水） 午後1時30分開会 午後3時10分閉会 |
| 開催場所 | 川越市役所7階 7B会議室 |
| 議長（委員長・会長）氏名 | 仮議長：大塚淳 議長（会長）：新井正司 |
| 出席者（委員）氏名（人数） | 副会長：大塚淳 委員：神田賢志、最首洲子、坂口孝、谷口義治、塚越恵美子 吉敷賢一郎、樋口直喜、小高浩行、池浜あけみ、伊藤正子 近藤芳宏、片野広隆、上領園子、坂根裕子、福島満 村野昭人（17名） |
| 欠席者（委員）氏名（人数） | 委員：齊藤正浩、松波淳也（2名） |
| 事務局職員職・氏名 | 環境部長：大野隆 環境部副部長：箕輪信一郎（環境政策課長） 環境部参事：新井律男（環境対策課長）、福田忠博（環境施設課長） 課長：高橋宗人（産業廃棄物指導課）、松本清一（資源循環推進課） 矢島英也（収集管理課） 副課長：山本勇志（環境施設課）、波立浩一（資源循環推進課） 副主幹：阿部秀樹（資源循環推進課）、小名木真一（資源循環推進課） 主査：斎藤寛之（資源循環推進課） |
| 傍聴者 | なし |
| 会議次第 | <p>《委嘱書交付式》</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 開 会 2 委員自己紹介・事務局紹介 3 議 題 <ol style="list-style-type: none"> (1) 会長・副会長の互選について (2) 一般廃棄物処理手数料の改定に係る諮問について（事業系一般廃棄物） 4 報 告 <ol style="list-style-type: none"> (1) ごみ処理基本計画（平成23年3月）第1次目標年度の総括について (2) ごみ処理基本計画の点検・評価に関する報告書について 5 その他 6 閉 会 |
| 配布資料 | <ul style="list-style-type: none"> ・会議次第 ・川越市廃棄物減量等推進審議会委員名簿 ・川越市廃棄物減量等推進審議会条例 ・諮問書（写） ・ごみ処理手数料の基本的な考え方について【資料1】 ・ごみ処理基本計画（平成23年3月）第1次目標年度の総括について【資料2】 ・ごみ処理基本計画の点検・評価に関する報告書について【資料3】 ・川越市一般廃棄物処理基本計画「ごみ処理基本計画」編（貸出用）（平成23年度・平成28年度） |

| 議 事 の 経 過 | |
|---------------------|--|
| 発 言 者 | 議 題 ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項 |
| 司 会 (資源循環推進課副課長) | <p>定刻となりました。まず、新しく川越市廃棄物減量等推進審議会委員にご就任いただいた皆様に、委嘱書の交付を行います。市長より、委嘱書を交付いたしますので、お手元の名簿順に、その場でご起立をお願いいたします。</p> <p>【委嘱書交付】</p> |
| 司 会 | <p>ありがとうございました。 ここで市長より一言、ご挨拶申し上げます。</p> |
| 市 長 | <p>【市長挨拶】</p> |
| 司 会 | <p>それでは、平成28年度第2回川越市廃棄物減量等推進審議会を始めさせていただきます。本日は、20名の委員さんの内、18名の委員さんにご出席いただいております。川越市廃棄物減量等推進審議会条例第5条第2項に基づきます過半数に達しておりますので、会議が成立しておりますことをご報告いたします。</p> <p>それでは、改選されてから初めての審議会となりますので、委員さんには大変恐縮ですが、名簿順に自己紹介をお願いしたいと存じます。</p> |
| 各 委 員 | <p>【自己紹介】出席した各委員の自己紹介</p> |
| 司 会 | <p>ありがとうございました。続きまして、環境部長より環境部職員の紹介をさせていただきます。</p> |
| 環 境 部 長 | <p>【環境部職員紹介】</p> |
| 司 会 | <p>次に、議題に移りたいと思いますが、まだ、本審議会の会長、副会長が決まっておりません。</p> <p>川越市廃棄物減量等推進審議会条例第4条第1項の規定により、委員さんの互選によって会長さん、副会長さんを定めていただきたいと思います。その進行のために仮議長の選出をお願いしたいと存じます。</p> <p>今回は、改選後初めての審議会ということですが、前回においては、かわごえ環境推進員協議会で、前期副会長の大塚委員さんをお願いし</p> |

| | |
|----------|---|
| | <p>ておりますので、大塚委員さんをお願いしたいと存じますがいかがでしょうか。</p> |
| 各 委 員 | <p>【異議なし】</p> |
| 司 会 | <p>それでは、大塚委員さん、前に席をご用意してありますので、よろしくをお願いいたします。</p> |
| 仮 議 長 | <p>ご指名ですので、仮議長を務めさせていただきます。皆様のご協力をお願いいたします。</p> <p>では、議題（１）の「会長・副会長の互選について」でございますが、選出方法につきましては、何かご意見はございますでしょうか。</p> <p>ないようでしたら、事務局、一般的には、どのような方法がありますか。</p> |
| 資源循環推進課長 | <p>一般的には、立候補による方法と指名推薦の方法がございます。前回は、指名推薦による方法で選出されております。</p> |
| 仮 議 長 | <p>ただいま、事務局から２つの方法が提示されました。まずは、立候補者をつのり、立候補者がいない場合は、指名推薦による方法により選出したいと考えますが、いかがでしょうか。</p> |
| 各 委 員 | <p>【異議なし】</p> |
| 仮 議 長 | <p>それでは、会長に立候補される方はいらっしゃいますか。</p> <p>立候補者がいらっしゃらないようでございますので、前回同様、指名推薦により選出してよろしいでしょうか。</p> |
| 各 委 員 | <p>【異議なし】</p> |
| 仮 議 長 | <p>それでは、まず、会長を推薦される方はいらっしゃいますか。</p> |
| 委 員 | <p>私から推薦させていただきたいと思えます。</p> <p>会長には、川越市の自治会連合会で活躍され、前期会長を務められました、新井委員さんを推薦したいと思えます。</p> |
| 仮 議 長 | <p>ただいま、会長に新井委員さんとの推薦をいただきましたが、皆様いかがでしょうか。</p> |

| | |
|-------|--|
| 各 委 員 | 【異議なし】 |
| 仮 議 長 | ただいま、委員の皆様から同意いただきましたが、新井委員さん、お受けいただけますでしょうか。 |
| 新井委員 | 【承 諾】 |
| 仮 議 長 | <p>それでは、新会長が選出されましたので、これをもちまして仮議長の職を解かせていただきます。</p> <p>ご協力ありがとうございました。</p> |
| 司 会 | <p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、早速でございますが、新井委員さんは、会長席におつきください。</p> <p>会長になりました新井様から一言ご挨拶を賜りたいと存じます。</p> |
| 会 長 | 【会長挨拶】 |
| 司 会 | <p>ありがとうございました。</p> <p>それでは引き続き、川越市廃棄物減量等推進審議会条例第4条第2項の規定に基づき、会長さんに議長になっていただき、進行をお願いいたします。</p> |
| 議 長 | <p>それでは、ただ今から、議長を務めさせていただきます。皆様のご協力をお願いいたします。</p> <p>引き続きまして、「副会長の互選」を議題にしたいと思います。副会長に立候補される方はいらっしゃいますか。</p> <p>立候補される方がいらっしゃらないようでございますので、副会長を推薦される方はいらっしゃいますか。</p> |
| 委 員 | <p>私から推薦させていただきたいと思います。</p> <p>副会長には、かわごえ環境推進員協議会で活躍され、前期副会長を務められました、大塚委員さんを推薦したいと思います。</p> |
| 議 長 | ただいま、副会長に大塚委員さんとの推薦をいただきましたが、皆様いかがでしょうか。 |

| | |
|-------|---|
| 各 委 員 | 【異議なし】 |
| 議 長 | ただいま、委員の皆様から同意いただきましたが、大塚委員さんお受けいただけますでしょうか。 |
| 大塚委員 | 【承 諾】 |
| 議 長 | それでは、大塚委員さんは、副会長席におつきください。 副会長になられました大塚様から、一言ご挨拶をお願いいたします。 |
| 副 会 長 | 【副会長挨拶】 |
| 議 長 | ありがとうございました。 議題（１）については以上です。 次に議題（２）に移りますが、事務局の方で何かありますか。 |
| 司 会 | ２点ございます。 １点目は、前回会議録の修正等でございます。特にないようでしたら、前回会議録をここで確定させていただきたいと思っております。 |
| 議 長 | 修正等はないでしょうか。 特にないようですので、確定してください。 |
| 司 会 | ２点目でございます。 ここで新会長及び新副会長が決まりましたので、議題（２）の「一般廃棄物処理手数料の改定について」の諮問について、市長より会長にお渡しいたします。 |
| 市 長 | 【諮 問】諮問書を読み上げ会長に手渡し |
| 司 会 | 市長はここで退席させていただきます。 皆様には、事務局より諮問書の写しをお配りいたします。 |
| 議 長 | 【市長退席】 |
| 議 長 | それでは、議題（２）「事業系一般廃棄物処理手数料の改定に係る諮問（事業系一般廃棄物）」について、事務局より説明願います。 |

| | |
|---|---|
| <p>資源循環推進課副主幹</p> <p>議 長</p> <p>委 員</p> | <p>議題（１）についてご説明させていただきます。</p> <p>【説 明】</p> <p>ただ今、事務局から説明がありましたが、質問がありましたらお願いいたします。</p> <p>平成２７年度に他市ごみの搬入が認められたという報告がありましたが、これについては、どういった調査でそのことが判明して、それによって強く指導したとのことですが、どのような指導をされたのかお聞きしたいと思います。</p> |
| <p>資源循環推進課副主幹</p> <p>委 員</p> | <p>事業系一般廃棄物の搬入調査につきましては、年に数回程度、事業系の許可業者が搬入してくる、パッカー車に積まれたごみを全てプラットホームに空けさせ、その中身を職員がひとつひとつ確認しております。そこで確認した事業者の所在地が川越市以外であったため、搬入してきた業者を呼び、内容物を一緒に確認したうえで、どういう経過で混入したのかを確認しました。内容としましては、他市からのごみが搬入されていたことに間違いはございませんでした。</p> <p>指導の内容といたしましては、区域外からのごみの搬入につきましては、重大な違反でございますので、今後このようなことが二度とないように厳しく指導を行ったところでございます。</p> <p>搬入する業者というのは、指定を受けるのにあたって、どういった事業態のどういった事業系のごみを収集して搬入するといった届けなどを事前に出されているのでしょうか。</p> |
| <p>資源循環推進課副主幹</p> | <p>一般廃棄物収集運搬業につきましては、廃掃法に基づき許可制度をとらせていただいております。これにつきましては、適正に廃棄物を収集運搬する知識、技能を有していること。また、それを的確に運営する資力を有していること、という条件がございます。また、２年間という期限を設けて、２年ごとに更新をするという許可でございます。この許可の中で、契約を行っている事業所につきましては、契約を締結してから２週間以内に許可を出している市町村長に届け出なければならない、という規定がございます。この中ですでに契約を結んでいるところにつきましては、その契約書の写しとともに市に届けをいただいております。</p> |

| | |
|-------------------|---|
| <p>委 員</p> | <p>市の負担がそれだけ増すということにつながりますので、その辺は厳しく指導していただいたということですが、引き続き適正な指導をしていただいて、場合によってはもっと厳しい指導でもいいのではないかと考えます。</p> |
| <p>資源循環推進課長</p> | <p>今回の件に関しましては、その搬入業者に対し、2日間にわたり、重点的に搬入検査を実施しております。あつてはならない重大なことだと認識しておりますので、今後も引き続き搬入検査の実施に努めてまいりたいと考えております。</p> |
| <p>委 員</p> | <p>以前から、川越市の事業系ごみ処理手数料は安いと感じており、資料を見ても、家庭系ごみは減少しているのに、事業系ごみは増加しているのに、越境ごみによるものではないかと思っていました。</p> <p>質問したいのは、資料1の2ページの表を見ると、事業系ごみは平成22年度までは順調に減少していますが、平成23年度からは増加傾向にあります。これは、他市町村がここで手数料を改定したため、他市からのごみが川越に搬入されたことによる増加といったことも考えられるのでしょうか。</p> |
| <p>資源循環推進課副主幹</p> | <p>資料1の6ページに、近隣市町の処分手数料の状況を示させていただいており、備考欄には直近でございますが、改定した年月を記載させていただいております。ほとんどの市町が平成20年代の後半に改定をされているところでございますので、平成22年度から平成23年度にごみの量が増えたということが、近隣市町の手数料の改定によるものと断定することは難しいと考えております。また、平成22年度から平成23年度のごみ排出量の増加につきましては、埼玉県内のほとんどの市町村においてごみの量が増えているという状況でございます。増加要因については、分析いたしましたけれども特定には至らなかったという状況でございます。</p> |
| <p>委 員</p> | <p>他の市町村に川越市のごみが搬入されている可能性もあるのでしょうか。</p> |
| <p>資源循環推進課副主幹</p> | <p>資料1の6ページの表をみていただくと、川越市よりも手数料が安い市町村は、ふじみ野市と三芳町ですが、こちらにつきましては一部事務組合として共同でやっております。合併の手続き等があった中で、組合として処分手数料を上げることがなかなかできずに今現在も10kg当たり100円という料金になっており、こちらのほうが川越市</p> |

| | |
|-------------------|--|
| <p>委員</p> | <p>と比べれば安い手数料になりますので、川越市のごみが流入している恐れはあろうかと思えます。</p> <p>川越市におきましても搬入検査を実施しておりますが、1日何十台ものパッカー車を全て検査するわけにはまいりません。また、それを頻繁に毎日検査を実施することも現実的には不可能でございます。それら全てを把握するという事はなかなか難しいと考えております。</p> <p>川越市といたしましては、その少ない検査のサンプルの中においてもそういった実態が判明したということは、そういった実態が相当量あるだろうと推測できると考えているところでございます。</p> <p>三芳町や日高市は、収集運搬の許可を取るのが非常に難しいところではあります。川越市も以前は難しかったが、今は資料さえ揃えば簡単に許可が取れる。現在もそうなのでしょうか。</p> |
| <p>資源循環推進課副主幹</p> | <p>一般廃棄物収集運搬業の許可につきましては、書類の他に計画適合性という部分がございます。本市におきましては、現状40数社の許可業者がおりますが、その業者の数、車両の台数といったもので、事業系の廃棄物の収集運搬につきましては能力が十分に達していると考えておりますので、現状におきましては新規の許可は発行しておりません。</p> |
| <p>委員</p> | <p>処分手数料の改定案として、資料1の5ページに「10kg当たり220円」とありますが、隣接市と比べるとまだ安いです。もっと上げてもいいのではないのでしょうか。</p> |
| <p>資源循環推進課長</p> | <p>10kg当たり220円に設定した理由につきましては、越境ごみ搬入のリスクが高まっていること、他市町村との均衡のバランスを保つこと、処理コストとの乖離という部分でございます。金額に関しましては、川越市の「公の施設の使用料設定にあたっての基本方針」が平成20年3月に出ており、事業系のごみ処理につきましては、全ての方が求めるサービスではございませんので、その場合の利用者負担につきましては、75%～100%ということでございます。他市町村の処分手数料も勘案いたしまして、今回、220円に設定させていただいたところでございます。</p> |
| <p>委員</p> | <p>資料1の6ページの表についてですが、さいたま市や狭山市は、川越市と同じ10kg当たり170円となっておりますが、どうしてこの値段で大丈夫なのでしょう。</p> |

| | |
|-----------------------------|---|
| <p>資源循環推進課副主幹</p> <p>委員</p> | <p>平成29年2月に調査を行っておりますが、狭山市につきましては、値上げする予定であると聞いております。さいたま市につきましては、現状では値上げの予定はないとのことでした。</p> <p>ふじみ野市につきましては、平成31年に向けて段階的に上げていくという情報が入っております。このような形で近隣の金額が上がってくるということになりますと、さいたま市も現状においては値上げの予定はないということですが、近隣他市の状況を見て均衡を保つという動きがでてくるのではないかと考えているところでございます。</p> <p>資料1の7ページの表の「累積あり」とはどのようなことでしょうか。</p> |
| <p>資源循環推進課副主幹</p> <p>委員</p> | <p>この表は、近隣他市町の家庭系一般廃棄物の処分手数料でございます。さいたま市を見ていただくと、「10kg当たり20円」、「100kgまでは免除」で「累積あり」となっております。例えば110kgであれば、220円の処分手数料となり、100kgまでは免除となっている部分もお金はかかっているということでございます。次に川口市をみていただくと、「100kgまでは無料」、「以後10kg当たり30円」となっており、110kgであれば、100kgまでは無料なので、30円の処分手数料がかかるということでございます。</p> <p>事業系ごみの処分手数料の値上げにより心配となるのが、社会福祉系ですとかNPOなどの、営利を目的としていない団体が搬入するごみも値段が上がるということで、額はそこまで大きくないですが、赤字の団体も多いので心配なんです、それについてはどのようにお考えでしょうか。</p> |
| <p>資源循環推進課副主幹</p> <p>委員</p> | <p>事業系のごみにつきましては、各事業者に処分責任がございます。川越市といたしましては、今回示させていただいた案につきましては、概ね処理コストの75%というところでございます。一方、上昇という部分につきましても、現状の170円から220円、上昇率が30%というところでございますので、処分責任がある事業者につきましては、まずごみの減量に努力していただいた上で、果たしていただくべき責任として処分を行っていただきたいと考えております。</p> <p>工夫すれば費用を抑えられるということでしょうか。</p> |

| | |
|-----------------------------|---|
| <p>資源循環推進課副主幹</p> <p>委員</p> | <p>業種によりまして一概には申し上げられないところでございます。実態といたしまして、事業系のごみの検査を行っておりますが、非常に多い部分が紙類です。その紙類を可能な限り、雑がみも含めてきちんと分別していただいて、古紙問屋に持ち込んでいただければ、その分の搬入量は減らせます。乾燥ベースでございますが、可燃ごみの約40%が紙類ということでございますので、まず、紙類の分別に努力していただくということが私どもの考えでございます。</p> <p>他市町との均衡を図るというお話ですが、近隣市町と調整を図るような場はあるのでしょうか。</p> |
| <p>資源循環推進課長</p> <p>委員</p> | <p>埼玉県に清掃関係の事務研究会がございまして、そのような場においても意見を交わしております。また埼玉県でも調査をしております。他市の状況などについては一定程度理解させていただいております。</p> <p>資料1の4ページにあるグラフですが、「リサイクルの意欲」というのは何か数値があるのでしょうか。</p> |
| <p>資源循環推進課副主幹</p> <p>委員</p> | <p>概念的な図でございまして、具体的な数値を把握して作成したものではありません。</p> <p>事業系ごみの手数料が上がることで、集団回収事業者への影響はないのでしょうか。</p> |
| <p>資源循環推進課副主幹</p> | <p>集団回収につきましては、家庭から出されるものに対して補助を行っているものですので影響はないと考えますが、集団回収事業者の中には、一般廃棄物収集運搬業の許可を有しているところもあります。影響が出るという部分につきましては、この許可を有している部分かと思えます。一般廃棄物収集運搬業を、川越市の許可を得て業として行っている事業者につきましては、処分料と運搬料を確保して、その上での料金を排出事業者の方から処理費用ということで徴収していただいて、事業が成立している。当然処分手数料が上がってくれば、それぞれの収集運搬事業者の考え方もございますが、その分が排出事業者の料金に転嫁されてくる、もしくはそこまで転嫁することが難しいということであれば、なにがしかの企業努力によりまして、収集運搬に係る経費を落として、料金を一定にする、もしくは大きくは変えない。その業を行っている事業者の中でどのように対応するかを考えて</p> |

| | |
|-------------------|--|
| | <p>いただいて、また排出事業者につきましては、収集運搬業者が30数社ございますけれども、他の選択ということもございますので、そちらについては市場性ということで選択していただいて事業として行っていただきたいと考えているところでございます。</p> |
| <p>委員</p> | <p>資料1の8ページに、「直近の改定年度から14年間改定を行っていません」とありますが、2～3年ごとに見直しを行えばよかったですのではないかと思います。今後は何年間に一度このような処理手数料のデータを見て改定するというような予定にさせていただけたらと思います。</p> |
| <p>環境部長</p> | <p>料金改定はタイミングがございまして、1回タイミングを失うと改定するのが難しくなります。今後は基本的には4年なら4年というスパンを決めて、値上げありきということではなく、必ず4年なら4年に1回諮問いたしまして、据え置きなり、引き上げなり、場合によっては引き下げということもあろうかと思いますけれども、定期的に今後は進めていきたいと思っております。間隔を開けてしまうとタイミングを逸してしまいますので、考え方といたしましては、概ね4年に1度が適切かと考えております。</p> |
| <p>議長</p> | <p>他にも質問があるかもしれませんが、継続審議ということですので、本日はここまでとさせていただきます。</p> |
| <p>資源循環推進課長</p> | <p>今後の審議の進め方ですが、慎重な審議のうえ、できるだけ早期に結論をお出しいただきたいと考えておりますので、よろしくお願いたします。</p> |
| <p>議長</p> | <p>それでは、次に、次第4「報告」について事務局よりお願いします。</p> |
| <p>資源循環推進課副主幹</p> | <p>報告(1)「ごみ処理基本計画(平成23年3月)第1次目標年度の総括について」及び報告(2)「ごみ処理基本計画の点検・評価に関する報告書について」について、関連性がございますので、一括してご説明させていただきます。</p> |
| <p>議長</p> | <p>【説明】</p> <p>何かご質問などございますでしょうか。</p> |

| | |
|-------------------|--|
| <p>委 員</p> | <p>資料2の「3 数値目標の確認」の表「前計画の達成状況」についてですが、リサイクル率の実績値が23.9%になっていて、この大きな原因は溶融飛灰がリサイクルできなかったことによるもの、とのことですが、ごみ処理基本計画の28ページの図2-14「平成26年度におけるごみ処理状況フロー」を見ると、一番左下の最終処分率の2.5%分、これがうまくいけば大体リサイクルできるだろうと想定しているということでしょうか。</p> |
| <p>資源循環推進課副主幹</p> | <p>焼却残渣等につきましては、必ずしも100%ということではございませんが、大半の量は溶融飛灰のリサイクルが実施できますれば、リサイクルが可能と考えているところでございます。</p> |
| <p>委 員</p> | <p>その場合は2%程度リサイクル率が上がるにすぎないので、目標の30%にはだいぶ遠い気がします。他の指標はもう少しやればできそうな気がします。リサイクル率だけは相当大変で、特に平成37年度などは35%に設定しています。ほぼ無理なのではないかと思っ</p> |
| <p>資源循環推進課副主幹</p> | <p>ているんですが、その辺りはどうお考えでしょうか。現実とかい離している目標を立てるのは先々色々な影響を与えてしまうのではないかと懸念しているんですが。</p> <p>確かにそれだけで目標を達成することは難しいと考えております。当面ですが、まずはごみの減量に努めていただいて、分母が小さくなれば率は上がるということでございます。次に、ごみ処理基本計画でも重点的に取り組む施策としておりますが、資源物の排出機会の拡充について検討しております。雑がみとして分別することが可能ですが、紙の収集日が月に1回しかないの、可燃ごみとして出されているケースがあるだろうということ。布につきましても、年に2回の拠点回収しかない、近隣他市は全て定時収集を行っているところでございますので、こちらについても早期に排出機会を拡充することで分別率を上げていただく。これによりまして、可燃ごみに約40%含まれている紙類を可能な限り抜くことによって、ごみの総量が減り、資源となるものが増えていくということで、35%の目標というのは、15年先ではございますけれども、何とか実現していきたいと考えているところでございます。</p> |
| <p>委 員</p> | <p>リサイクル率についてですが、市民の皆さんが一生懸命分別して出した紙類が、集積所から持ち去られているということはないのでしょうか。そうすると、結局は分子も小さくなってしまおうと思います。</p> |

| | |
|-------------------|---|
| <p>収集管理課長</p> | <p>資源持ち去りパトロールということで、パトロール班を作りまして、市内を循環しております。しかし、なかなか現行犯ということで現場を押さえることが難しく、逮捕にはつながらないのですが、見つけた場合には注意してますし、市民から通報があった場合にも、車種等を控えております。</p> |
| <p>委 員</p> | <p>持ち去りがあるということは事実なんですね。その場合、リサイクル率は正確ではないということになるかと思います。おおよそでも、持ち去られている量を加えないと、市民が一生懸命やっているのに、まだまだ努力が足りないと言われているように感じてしまいます。</p> |
| <p>資源循環推進課副主幹</p> | <p>目標値の中を見ていただきますと、「資源回収を除く家庭系1人1日当たりの排出量」という目標を設定してございます。これにつきましては、資源物として出されているものを全て抜きまして、具体的に言いますと、可燃ごみ、不燃ごみ、有害ごみ及び粗大ごみのみでございます。まずこれを減らしていくということを指標としても掲げております。市民の皆様のご協力という部分につきましては、一番指標となりますのは、リサイクル率というよりは、資源回収を除く家庭系1人1日当たりの排出量と考えております。また、資源物の持ち去りというお話ですけれども、川越市も広いという部分もございまして、通報を受けてすぐ現地に駆けつけてもその時にはすでにいないという部分もございます。この持ち去り防止の対策という部分についても、どの市町村も苦慮しているところだと思いますけれども、そういった対策についても今後検討していく必要があるだろうということで、現在内部的な検討を進めているところでございます。</p> |
| <p>委 員</p> | <p>リサイクル率というのは、清掃センターに持ち込まれた量ということですか。</p> |
| <p>資源循環推進課副主幹</p> | <p>こちらにつきましては、集団回収、それから清掃センターに入っていない直接資源化ということで、今紙類については、清掃センターには入っておりませんが、そういう直接資源化という部分も含めてございます。</p> |
| <p>委 員</p> | <p>リサイクル率には直接紙問屋に入った分も含まれているんですね。</p> |
| <p>資源循環推進課副主幹</p> | <p>含まれております。</p> |

| | |
|------------|--|
| 委員 | <p>ということは、持ち去りによりその量が減っているわけですから、正しい数字ではないのではないのでしょうか。資源化率というのは、川越市から出た全部のごみの資源化率ということなんですよ。</p> |
| 資源循環推進課副主幹 | <p>持ち去られている量につきましては、明確な数字があるわけではありませんので難しい部分がございます。持ち去りが行われないう、今後も注意してまいりますのでご理解賜りたいと思います。</p> |
| 委員 | <p>先ほど、紙類や布類の排出機会拡充というお話がありましたが、文京区役所などでは布類の回収ボックスが設置されていて、かなり衣類が入っていたりするんですが、そのようなことを今後検討していただくですとか、研究していくということはあるですか。</p> |
| 資源循環推進課長 | <p>市として考えておりますのは、モデル事業も実施しておりますように、布類の定時収集化により回収量を増やしていきたいと考えております。確かに、拠点場所を増やせば出していただく方も増えると思いますが、それよりも月に1回集積所に出せるということをまずは進めていきたいと考えております。</p> |
| 議長 | <p>他にご質問等がないようでしたら、次第5「その他」について、事務局何かありますか。</p> |
| 資源循環推進課長 | <p>次回の審議会につきましては、4月下旬頃を予定しております。日程を早急に確定し、来週末頃にはご通知させていただきますので、よろしく願いいたします。</p> <p>事務局からは以上でございます。</p> |
| 議長 | <p>ありがとうございました。これをもちまして議長の職を解かさせていただきます。ご協力ありがとうございました。</p> |
| 資源循環推進課長 | <p>それでは、閉会のご挨拶を副会長よりお願いいたします。</p> |
| 会長 | <p>ありがとうございました。以上をもちまして、本審議会を終了させていただきます。</p> <p>本日はありがとうございました。</p> |

